

奈良県立医科大学大学院学則

目 次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 学生定員（第5条）
- 第3章 教育方法等（第6条－第12条）
- 第4章 課程の修了要件等（第13条・第14条）
- 第5章 学年、学期及び休業日（第15条－第17条）
- 第6章 入学、退学等（第18条－第28条）
- 第7章 特別聴講学生、特別研究生、長期履修生及び外国人特別学生（第29条・第30条）
- 第8章 賞罰（第31条・第32条）
- 第9章 授業料、入学料及び論文審査料（第33条）
- 第10章 教員組織（第34条）
- 第11章 運営組織（第35条）
- 第12章 補則（第36条）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 奈良県立医科大学大学院（以下「本大学院」という。）は医学又は看護学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めてひろく文化の進展に寄与するとともに、専門分野に関する高度の研究指導者及び専門職者を養成することを目的とする。

（組 織）

第2条 本大学院に、医学研究科及び看護学研究科を置く。

2 医学研究科に、博士課程および修士課程を置く。

3 看護学研究科に、博士課程を置く。

4 前項の博士課程は、博士前期課程及び博士後期課程に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

（構 成）

第3条 医学研究科に次の専攻を置く。

博士課程

一 医科学

修士課程

一 医科学

2 看護学研究科に、次の専攻を置く。

博士前期課程

一 看護学

博士後期課程

一 看護学

(修業年限及び在学年限)

第4条 本大学院の修業年限は、医学研究科博士課程にあつては4年を、同修士課程にあつては2年を標準とし、看護学研究科博士前期課程にあつては2年を、同博士後期課程にあつては3年を標準とする。

2 本大学院に在学することのできる年限は、医学研究科博士課程にあつては8年、同修士課程にあつては4年とし、看護学研究科博士前期課程にあつては4年、同博士後期課程にあつては6年とする。

3 第23条第1項の規定により休学を許可された期間は、前項の期間に算入しない。

第2章 学生定員

第5条 医学研究科及び看護学研究科の学生定員は、次の表のとおりとする。

研究科	課程	専攻名	入学定員(人)	収容定員(人)
医学	博士	医科学	40	160
	修士	医科学	5	10
看護学	博士前期	看護学	10	20
	博士後期	看護学	2	6

第3章 教育方法等

(授業及び研究指導)

第6条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第7条 授業科目は、次のとおり区分する。

(1) 共通科目

(2) 専門科目

医学研究科博士課程

ア 社会・保健・健康医学に関する科目

イ 生体情報・防御医学に関する科目

ウ 器官機能・病態制御医学に関する科目

医学研究科修士課程

医科学専攻専門科目

看護学研究科博士前期課程

看護学専攻専門科目

看護学研究科博士後期課程

ア 生涯発達看護学分野に関する科目

イ 療養・生活支援看護学分野に関する科目

(3) 演習科目

2 前項の授業科目の名称及び単位数は、奈良県立医科大学長(以下「学長」という。)が定める。

(修得すべき単位数)

第8条 学生は、学長が定めるところにより、主科目(学位論文又は特定の課題についての研究の成果作成の基本となる授業科目をいう。以下同じ。)及びその他の科目について、次のとおり、単位を修得しなければならない。

一 医学研究科博士課程

主科目 16 単位以上 その他の科目 18 単位以上 合計 34 単位以上

二 医学研究科修士課程

主科目 12 単位以上 その他の科目 18 単位以上 合計 30 単位以上

三 看護学研究科博士前期課程

ア 看護学コース

(1) 論文コース 主科目 14 単位以上 その他の科目 16 単位以上 合計 30 単位以上

(2) 高度実践コース

(一) 高度実践看護師教育課程(専門看護師教育課程) 主科目 26 単位以上 その他の科目 14 単位以上 合計 40 単位以上

(二) 周麻酔期看護師教育課程 主科目 32 単位以上 その他の科目 14 単位以上 合計 46 単位以上

イ 助産学実践コース 主科目 10 単位以上 その他の科目 16 単位以上 助産学実践科目 35 単位 合計 61 単位以上

四 看護学研究科博士後期課程

主科目 10 単位以上 その他の科目 3 単位以上 合計 13 単位以上

2 学生は、授業科目の選択に当たっては、あらかじめ主科目の研究指導を担当する教員の指導を受けなければならない。

(単位修得の認定)

第9条 授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により当該授業科目を担当する教員が行うものとする。

(他の大学院の授業科目の履修)

第10条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院と協議の上、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 学長は、学生が前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち主科目に係る単位を、医学研究科博士課程にあつては8単位を同修士課程にあつては6単位を、看護学研究科博士前期課程にあつては6単位を同博士後期課程にあつては5単位を限度として本大学院において修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第11条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等と協議の上、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、医

学研究科修士課程及び看護学研究科博士前期課程において認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(留 学)

第12条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、外国の大学院又は研究所等と協議の上、学生が当該外国の大学院又は研究所等に留学することを認めることができる。

2 学長は、学生が前項の規定により留学した期間を、本大学院に在学した期間とみなすことができる。

3 学長は、学生が第1項の規定により留学して履修した単位のうち主科目に係る単位を、医学研究科博士課程にあつては8単位を同修士課程にあつては6単位を、看護学研究科博士前期課程にあつては6単位を同博士後期課程にあつては5単位を限度として本大学院において修得したものとみなすことができる。

第4章 課程の修了要件等

(課程の修了要件)

第13条 医学研究科博士課程の修了の要件は、本大学院に4年以上在学し、第8条第1項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究実績を上げた者については、本大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

2 看護学研究科博士後期課程の修了の要件は、本大学院に3年以上在学し、第8条第1項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究実績を上げた者については、本大学院に2年以上在学すれば足りるものとする。

3 医学研究科修士課程及び看護学研究科博士前期課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、第8条第1項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、第8条第1項第二号及び第三号ア(1)の課程にあつては修士論文、同項第三号ア(2)及びイの課程にあつては特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第14条 医学研究科博士課程を修了した者には、博士(医学)の学位を、同修士課程を修了した者には、修士(医科学)の学位を、看護学研究科博士前期課程を修了した者には、修士(看護学)の学位を、同博士後期課程を修了した者には、博士(看護学)の学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、学長が定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、10月に入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学 期)

第16条 学期は、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第17条 休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 春季休業日

四 夏季休業日

五 冬季休業日

2 学長は、必要があると認めるときは、前項第2号から第5号に掲げる休業日を変更することができるほか、前項各号に掲げる休業日のほかに、臨時に休業日を置くことができる。

第6章 入学、退学等

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、4月とする。ただし、転入学、再入学及び医学研究科博士課程入学の場合は、この限りでない。

(入学資格)

第19条 本大学院医学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程（修業年限6年のものに限る。）を卒業した者

二 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項各号のいずれかに該当する者

2 看護学研究科博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 修士の学位又は専門職学位を有する者

二 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、修士の学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

五 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

- 六 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達する者
- 3 医学研究科修士課程及び看護学研究科博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学を卒業した者
 - 二 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項各号のいずれかに該当する者

（入学志願手続）

第20条 本大学院に入学しようとする者は、学長の定める期日までに、入学志願書に次に掲げる書類及び公立大学法人奈良県立医科大学料金等規程（以下「料金規程」という。）に定める入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

- 一 調査書
- 二 写真
- 三 その他学長が指定する書類

（入学許可）

第21条 学長は、入学志願者に対しては、試験により入学を許可する。

- 2 試験の方法その他必要な事項は、学長が定める。

（入学手続）

第22条 入学を許可された者は、学長の定めるところにより入学の手続をしなければならない。

- 2 学長は、前項の手続を怠った者に対しては、入学の許可を取り消すことがある。

（休学）

第23条 学生は、疾病その他やむを得ない理由によって休学しようとするときは、学長の定める願書を学長に提出してその許可を受けなければならない。この場合において、休学の理由が疾病であるときは、医師の診断書を添えるものとする。

- 2 休学期間は、3月以上1年以内とする。ただし、学長が特別の事情により必要があると認めるときは、更に1年以内に限り期間を延長することができる。
- 3 休学期間は、通算して医学研究科博士課程にあつては4年、同修士課程にあつては2年、看護学研究科博士前期課程にあつては2年、同博士後期課程にあつては3年を超えることができない。
- 4 学生は、休学期間中であっても休学の理由が消滅したときは、許可を受けて復学することができる。

（欠席）

第24条 学生は、7日以上欠席するときは、その理由を記した届出書を学長に提出しなければならない。この場合において、欠席が疾病によるときは、医師の診断書を添えるものとする。

- 2 学長は、欠席が引き続き3月以上にわたる学生に対して、休学を命ずることができる。

(転学)

第25条 他の大学に転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第26条 学生は、疾病その他の理由により退学しようとするときは、その理由を記し、かつ、保証人と連署した願書を学長に提出してその許可を受けなければならない。

第27条 学長は、学生が疾病その他の理由により成業の見込みがないと認めるとき又は授業料の納付を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、退学を命じることができる。

(専攻の変更、再入学及び転入学)

第28条 学長は、専攻の変更又は再入学若しくは転入学をしようとする者に対しては、選考の上許可することができる。

第7章 特別聴講学生、特別研究学生、長期履修学生及び外国人特別学生

(特別聴講学生、特別研究学生及び長期履修学生)

第29条 学長は、他の大学院の学生が本大学院の授業科目を履修することを願い出たときは、当該学生が在学する大学院と協議の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 学長は、他の大学院の学生が本大学院において研究指導の一部を受けることを願い出たときは、当該学生が在学する大学院と協議の上、特別研究学生として入学を許可することができる。

3 学長は、職業を有することにより、修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修して修了する者を長期履修学生とすることができる。

(外国人特別学生)

第30条 学長は、外国人特別学生として本大学院に入学をしようとする者に対しては、第21条第1項の規定にかかわらず、選考の上許可することができる。

第8章 賞罰

第31条 学長は、学生で学業の優秀な者又は他の学生の模範となる行為のあつた者を表彰することができる。

第32条 学長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、けん責、停学及び退学とする。ただし、退学の処分は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 授業料、入学料及び論文審査料

第33条 授業料、入学料及び学位論文審査手数料については、料金規程の定めるところによる。

第10章 教員組織

第34条 本大学院の教員は、奈良県立医科大学の教員をもつて充てる。

第11章 運営組織

第35条 本大学院を運営するため、次の組織を置く。

研究科	運営委員会	課程委員会
医学研究科	博士課程運営委員会 修士課程運営委員会	博士課程委員会 修士課程委員会
看護学研究科	博士前期課程運営委員会 博士後期課程運営委員会	博士前期課程委員会 博士後期課程委員会

2 前項に規定する運営委員会及び課程委員会の組織及び運営については、学長が定める。

第12章 補則

第36条 この学則の施行について必要な事項は、学長が定める。

附則

(施行期日)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この学則は、平成21年11月5日から施行する。

附則

(施行期日)

この学則は、平成23年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この学則は、平成24年11月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する

附 則

(施行期日)

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の入学者から適用する。
ただし、同日前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この学則は、令和 年 月 日から施行する。

ただし、改正前の規定による本学大学院看護学研究科修士課程の入学者については、第 35 条を除き、なお従前の例による。

奈良県立医科大学大学院看護学研究科博士後期課程委員会規程

(設置)

第1条 奈良県立医科大学大学院看護学研究科博士後期課程に関する学生の入学、課程の修了、学位論文の審査、その他学事に関することを行うため、本学に大学院看護学研究科博士後期課程委員会（以下「博士後期課程委員会」という。）をおく。

(組織)

第2条 博士後期課程委員会は、看護学研究科長及び専攻分野を担当する研究指導教員のうち本学の専任教員（以下「委員」という。）をもって組織する。

(召集及び成立)

第3条 博士後期課程委員会は、看護学研究科長が召集し、その議長となる。

2 看護学研究科長に事故あるときは、あらかじめ看護学研究科長の指名した看護学研究科博士後期課程委員会委員がその職務を行う。

第4条 博士後期課程委員会は必要に応じて、臨時開会するものとする。

第5条 博士後期課程委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

ただし、海外出張中又は休職中の教授は、委員の数に算入しない。

2 公立大学法人奈良県立医科大学の役員（監事を除く。）は博士後期課程委員会に出席し、意見を述べることができる。

3 看護学研究科長は、必要と認めるときは、委員以外の研究指導教員を博士後期課程委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(審議事項)

第6条 博士後期課程委員会は、次の各号に掲げる事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 大学院看護学研究科博士後期課程学生の入学、課程の修了に関すること。

二 学位論文審査及び学位の授与に関すること。

三 その他次に掲げる大学院看護学研究科博士後期課程に関する重要な事項

イ 授業科目編成に関すること。

ロ 大学院看護学研究科博士後期課程学生の福利厚生に関すること。

2 博士後期課程委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる大学院看護学研究科博士後期課程に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるができるものとする。

(その他)

第7条 博士後期課程委員会は必要に応じて、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会については、学長が別に定める。

附則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。